

# Ⅰ 学校生活のきまり

<生徒手帳より>

## 生徒心得

系魚川東中学校生徒会

### 前 文

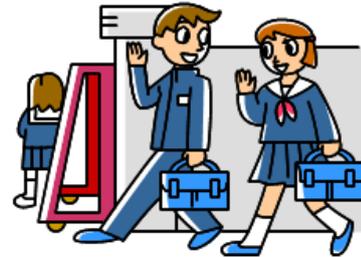
私たちは、心豊かでたくましく生きぬく生徒になることを目的とし、私たちの自主的活動を進めるための基本的なことからこの「生徒心得」を定めます。

#### 1 生活の基本

- (1) 気持ちの良いあいさつや会話をしよう。
- (2) 目的をもって積極的に行動しよう。
- (3) 健康で安全な生活を送ろう。

#### 2 校内での生活

- (1) 時間を守って行動しよう。
- (2) 積極的に学習に取り組もう。
- (3) 校舎内外の環境整備に努めよう。



#### 3 校外での生活

- (1) 交通のルール及びマナーを守ろう。
- (2) 規則正しいリズムで生活しよう。
- (3) 家庭や地域の行事に積極的に参加しよう。

### 付 則

1 この「心得」の改定は、保護者、教師の指導、助言を受けて生徒総会の決議をもって決定します。

2 この「心得」は、平成7年4月1日より実施します。

3 この心得は平成30年2月一部改正（付則1による）

<生徒手帳より>

## 生徒諸規程

### 前 文

この「諸規程」は、生徒の豊かな人間形成を図ることを目的とし、系魚川東中学校の生徒として、生活を送る基本的なことから定めたものである。

## 1 校内生活

(1) 登下校の時間を守る。

①登校時間は7:30~8:15、下校時間は、校時表に基づく。

②登校時間前の登校、下校時間後の居残りなどが必要な場合は、担当教師の許可を得る。

(2) 校地外へ出るときは、必ず担任または担当教師の許可を得る。

(3) 直接学習に必要な物は持ってこない。やむを得ず、お金等を持ってきた場合は、朝のうちに学級担任に保管してもらう。

(4) 誤って校具、ガラスなどを破損した場合は、ただちに届け出てきちんと後始末をする。

(5) 危険箇所には立ち入らない。

## 2 服装

(1) 登下校や校内では、制服の着用を原則とする。(夏季は、体操着での登下校を許可する。期間については指示する)

①冬服について

・学校指定の制服上下とする。

・上衣の下に防寒のためのセーター類を着用することは認める。外側には見えないように調整すること。ジャンパーなどの防寒着は、指示があった時のみ着用可とする。

②夏期(6~9月を原則とする)

・上衣は、学校指定のYシャツとする。

(2) 靴下の色は白・黒・紺とする。

(3) 内ばきと外ばきを2足用意し、運動に適するものとする。

①内ばきは学年カラーのひもを使用する。

(4) 次のものは、学校指定とする。

①名札、通学カバン、内ばき、内ばきのひも、体操着

## 3 頭髪

(1) 中学生らしい髪型とする。

(2) 髪は目や肩にかからないようにする。かかる場合は、華美でないピンやゴムを使用する。

## 4 通学規程

・指定された通学路を通る。

・交通ルールを守り、安全に注意する。

(1) 徒歩通学

※梶屋敷旭町から学校までの道路は道幅が狭いので次のことを守る。

①鉄道線ガード下は外回りとする。

(2) 自転車通学

①自転車通学の許可要件

ア 通学を認める地区を以下の3地区とする。

・東側・・・早川橋より東側

・西側・・・田伏砂山地区から西側

・南側・・・ひばの木バス停より南側

イ 車体検査に合格した者。

ウ 保護者の許可を得た者。

②自転車通学の規則

- ア 定期的に車体検査を受け、特にブレーキ、ライトについて安全に整備する。
- イ ヘルメットを着用し、あごひもは正しくしめる。
- ウ 鉄道線ガード下は、自転車を降りて外回りをする。
- エ 踏切を渡るときは、自転車を降りる。

③自転車通学許可期間

- ・原則として4月から11月とする。ただし、積雪等を見合わせて変更することもある。

④その他留意事項

- ア 自転車は指定された場所に整然と置く。
- イ 雨や風の強い場合、自転車通学をしない。  
※上記のことが守られない場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。

(3) その他の通学

- ・希望により、バス通学、列車通学を認める。

5 校外生活

- (1) 個人や友人同士での飲食店への出入りは、昼食を取るためのものとする(17時まで)。
- (2) 個人や友人同士では、友人宅への宿泊はしない。
- (3) 個人や友人同士では、ゲームコーナー・カラオケボックス等の出入りはしない。

6 諸 届

- (1) 欠席、遅刻、早退などの場合は、すみやかに保護者から学校に届け出る。
- (2) 住所・電話番号などの変更があった場合は、学級担任に届け出る。
- (3) アルバイトは、原則として禁止する。必要な事情があって行なう場合は学級担任に申し出て、学校長の許可を得る。

付 則

- 1 この規程以外の細かいことは、申し合わせ事項として生徒と話し合っ決めて。
- 2 この規程の改定は、生徒・保護者の意見を聞いて学校が行う。
- 3 この規程は、平成7年4月1日より実施する。
- 4 この規程は平成30年2月一部改正

<服装等に関する申し合わせ事項> 生活委員会策定

- (1) 女子のスカート丈は、前から見て膝が見えないようにする。
- (2) 髪の毛が肩にかかるときは、華美でないゴムで縛る。
- (3) ベルトは、華美でないもの(黒または茶色)で、装飾のないものとする。
- (4) 腕や首には、何もつけない。(ゴムやミサンガ、磁気ネックレスなど)
- (5) 靴下は白・黒・紺を基調としたものとする。(ワンポイントやラインは可)  
卒業式など儀式的行事の時は、くるぶしが完全にかくれる靴下を着用する。
- (6) ワイシャツの下には必ず下着(半袖体操着や黒か紺の単色Tシャツも可)を着用する。
- (7) 大きな穴が開いてしまった体操着はすみやかに補修する。本人の苗字以外の刺繍は取り外す。

<その他>

- (1) 不要物を持ち込んだ場合は、指導を行った後、保護者に来校していただき直接返す。
- (2) 遅刻をした場合は、必ず担任に報告する。(8:15の登校を見取る)
- (3) 通院などの遅刻の場合は、登校したら職員室へ報告してから授業に参加する。